

八斗島町内の一部地域における 濁り水による減免について

1. 濁り水の状況

- (1) 発生日時 令和7年7月31日(木) 午前9時30分頃
- (2) 発生地域 八斗島町内の一部地域
- (3) 原因 解体工事に伴う給水管破損の影響による
- (4) 対応 付近消火栓での捨水作業及び応急給水対応

2. 減免対応について

【対象地域】

八斗島町内の一部地域(別紙のとおり)

【減免水量】

放水相当量の2 m³を減免

【減免対象】

- ・令和7年8月検針分の使用水量から減免

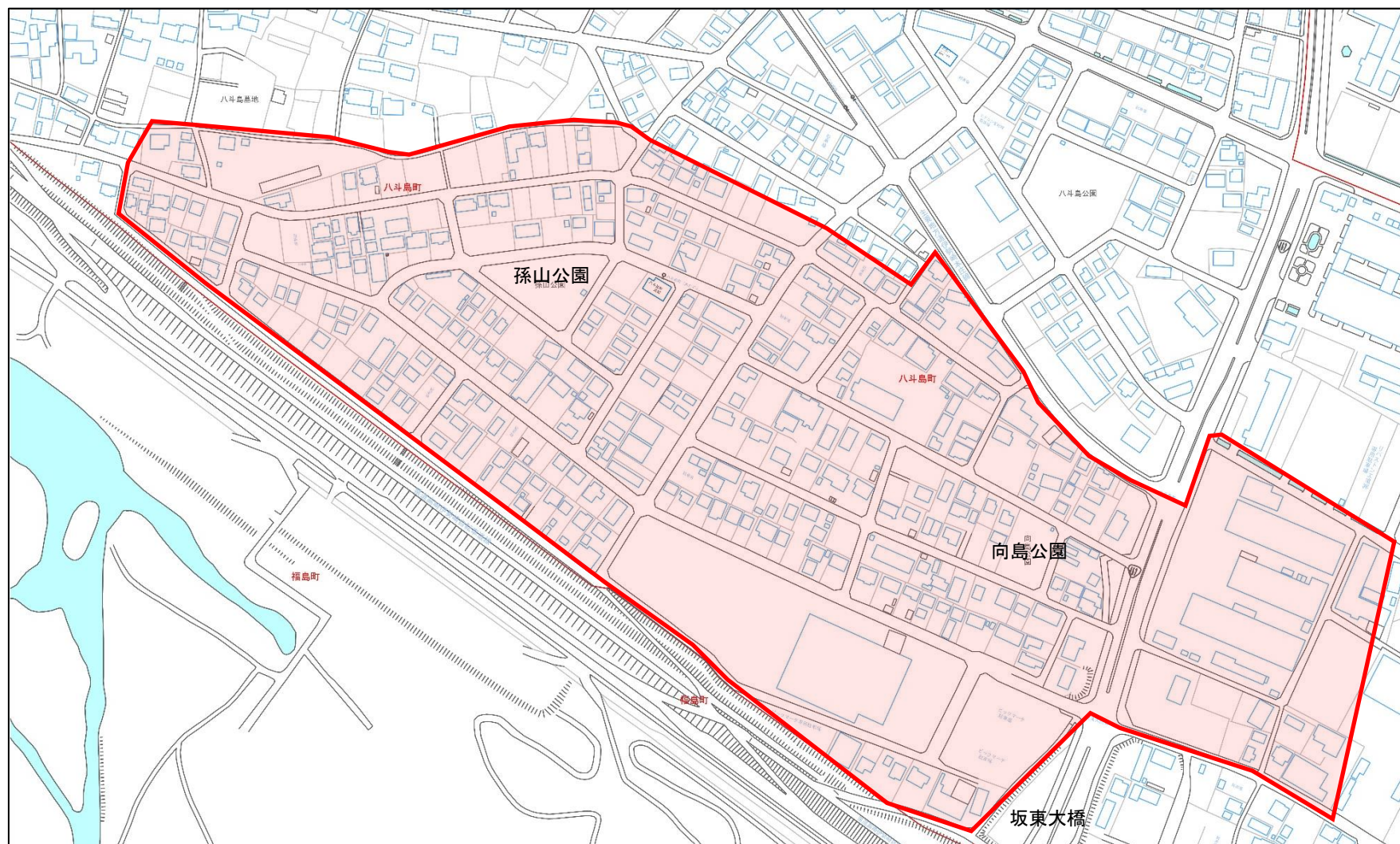
上下水道使用量のお知らせ(検針票)には、濁り水が減免されていない使用水量と請求金額が記載されていますが、請求時に2 m³減免して請求させていただきます。
※使用水量が1 m³の場合は1 m³の減免、0 m³の場合は減免対象外となります。

【減免方法】

減免には申請が必要です。対象地域内で濁り水がきれいになるまで放水していただいた方は、令和7年8月28日(木)までに上下水道局総務課料金係宛に申請くださるようお願いいたします。

※対象地域外にお住まいの方でも濁り水の影響があった場合には、
上下水道局総務課料金係(0270-30-1272)まで連絡をお願いします。

減免対象地域（八斗島町内）



※赤で色塗りされた地域が減免対象地域です。